

## 講座への講師派遣

愛知県では、学校等における消費者教育を推進するため、教員の消費者教育研究やPTA・生徒向けの研修・授業等へ無料で講師を派遣しています。

☎052-954-6166

(県民生活課啓発・団体育成グループ)まで、電話で気軽にお問い合わせください。



### 消費者市民講座

#### ●教員・指導者向け講座

- ・消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
- ・対象者の年齢や特性に応じた教育プログラムの提案
- ・効果的な指導方法の工夫や教材の活用法 など

#### ●生徒・一般向け講座

- ・消費者市民社会の考え方について
- ・持続可能な消費の実践
- ・消費者被害や事故を回避する能力
- ・豊かな暮らしのための知識 など

### 消費生活講座

- ・若者に多い消費者トラブルの紹介と対処法 など

## 消費生活に関する教育のヒントが満載!

消費者教育の基盤整備として、消費者教育に関する様々な情報を消費者庁が提供するサイトです。

### 消費者教育ポータルサイト

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

## 消費生活 相談窓口のご案内

| 消費生活相談窓口                                       | 電話番号                                |
|--|-------------------------------------|
| 中央県民生活プラザ                                      | ☎(052)962-0999                      |
| 尾張県民生活プラザ                                      | ☎(0586)71-0999                      |
| 海部県民生活プラザ                                      | ☎(0567)24-9998                      |
| 知多県民生活プラザ                                      | ☎(0569)23-3300                      |
| 西三河県民生活プラザ                                     | ☎(0564)27-0999                      |
| 豊田加茂県民生活プラザ                                    | ☎(0565)34-1700                      |
| 東三河県民生活プラザ                                     | ☎(0532)52-0999                      |
| 新城設楽県民生活プラザ                                    | ☎(0536)23-8701                      |
| 名古屋消費生活センター                                    | ☎(052)222-9671<br>土・日：(052)222-9690 |
| 豊橋市消費生活相談室                                     | ☎(0532)51-2305                      |
| 岡崎市消費生活相談室                                     | ☎(0564)23-6459                      |
| 一宮市消費生活相談窓口                                    | ☎(0586)71-2185                      |
| 春日井市市民活動推進課消費生活相談室                             | ☎(0568)85-6616                      |
| 豊川市消費生活センター                                    | ☎(0533)89-2238                      |
| 豊田消費生活センター                                     | ☎(0565)33-0999                      |
| 小牧市消費生活センター                                    | ☎(0568)76-1119                      |
| [消費者ホットライン] 身近な相談窓口につながります <b>0570-064-370</b> |                                     |

### 編集：教員情報提供紙ワーキンググループ

|                        |                        |                         |
|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 大谷 浩司 (県立岡崎北高校)        | 稲葉 さおり (県立半田商業高校)      | 間瀬 泰宏 (県立豊橋商業高校)        |
| 森 一成 (高浜市立南中学校)        | 小川 理絵 (津島市立天王中学校)      | 近藤 美和 (愛知県教育委員会高等学校教育課) |
| 河合 康博 (愛知県教育委員会義務教育課)  | 大西 亨 (名古屋市民経済局消費流通課)   | 伊藤 弘憲 (愛知県県民生活部県民生活課)   |
| 大矢知 有子 (愛知県県民生活部県民生活課) | 福井 有希子 (愛知県県民生活部県民生活課) |                         |

発行：愛知県県民生活部県民生活課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6166

## 消費者教育用教材の提供

消費者トラブルを始め、幅広い消費生活情報や消費者市民に必要な知識・情報を発信しています。

下記のホームページからダウンロードできますので、授業や研修などの資料としてご活用ください。

### 消費生活情報あいち暮らしWEB

<http://www.pref.aichi.jp/kanmin/shohiseikatsu/>

### あいち暮らしっく

- 105号：パソコン・スマホ ネットトラブルにご用心～ワンクリック請求の手口を知ろう!
- 106号：きれいになりたいから契約!?…でもちょっと待って!～エステのトラブルあるある編～
- 109号(若者特集号)：キミの行動が社会を変える!! 社会、経済、環境への影響力を理解し、積極的に行動できる「消費者市民」をめざそう!



- 消費生活トラブルかるた
- トラブル心理チェック

- ゲームとミニ芝居で身につけよう! 悪質商法撃退法
- かしこい消費者市民になろう! アニメ(教員向けマニュアル、授業用教材ダウンロードあり)

### あいち暮らしっくは下のアドレスへ

<http://www.pref.aichi.jp/kanmin/shohiseikatsu/information/kurassik.html>

### 消費者教育・啓発用映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法・消費者教育・衣食住・環境などに関する映像教材(DVD・ビデオ)の貸出を行っています。

### 教材リストは下のアドレスへ

<http://www.pref.aichi.jp/0000032843.html>

## 平成27年4月に「愛知県消費者生活センター」を開設します

愛知県では、複雑・多様化する消費者問題に対応し、県民の皆様の安心・安全な消費生活を専門的に支援する「愛知県消費生活総合センター」を平成27年4月に新たに開設し、県の消費生活相談体制の集約・機能強化を図ることとしています。

これに伴い、県民生活プラザの消費生活相談窓口の名称を下記のとおり変更する予定です。

| 現在            | 27年4月から       |
|---------------|---------------|
| 中央県民生活プラザ     | 愛知県消費生活総合センター |
| 上記以外の各県民生活プラザ | 各消費生活相談室      |

※豊田加茂県民生活プラザの相談業務については、平成27年3月末をもって終了します。

## 教員情報提供紙

# あいち消費者教育 レポート

第30号

平成27年1月発行

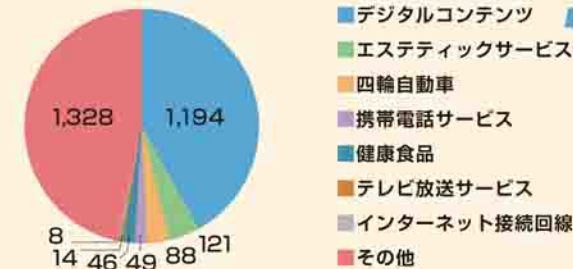
学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校等の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校等の取組や指導法・教材、若者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として取りまとめました。是非、授業やホームルーム等で御活用ください。

## 若者に多い消費者トラブル

平成25年度に愛知県の県民生活プラザに寄せられた若者(29歳以下)からの相談は2,848件で、相談件数全体の約16%を占めます。

若者に多い消費者トラブルは、アダルト情報サイトや出会い系サイト等のデジタルコンテンツです。平成25年度の相談件数は1,194件で、若者からの相談の約42%を占めます。

### 29歳以下の主な相談内容(単位:件)



### 若者に多いデジタルコンテンツ相談内訳(単位:件)

| 区分          | 未成年 | 20歳代 | 計     |
|-------------|-----|------|-------|
| アダルト情報サイト   | 454 | 385  | 839   |
| 出会い系サイト     | 36  | 75   | 111   |
| オンラインゲーム    | 65  | 21   | 86    |
| 他のデジタルコンテンツ | 53  | 105  | 158   |
| 計           | 608 | 586  | 1,194 |

## 携帯電話やスマートフォンのトラブル

通話やメール、インターネットの接続などができる、便利な携帯電話・スマートフォンは、高校生では大半の生徒が利用しており、小・中学生でも自分専用の機器を持っている割合が増えています。子どもへの機器の普及に伴い、アダルト情報サイトやオンラインゲームのトラブルなど、携帯電話やスマートフォンの使用に関するトラブルも増加しています。安心できる利用方法を考えてみましょう。

### アダルト情報サイト等のトラブル

パソコンや携帯電話でアダルトサイトや出会い系サイトなどにアクセスしたところ、いきなり「登録ありがとうございます」などと表示され、高額な料金を請求される「ワンクリック請求」についての相談が増えています。登録完了のメッセージとともに、IPアドレスや携帯電話の識別番号が表示されることもあります。

無料占いサイト、ゲーム、アニメ、無料小説サイトなどを閲覧していたところ、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続して料金請求を受ける事例も見受けられます。

サイトにアクセスしただけで、あるいは十分な契約についての説明や意思表示なしに契約が成立することはなく、このような請求は法的に無効ですので、支払に応じる必要はありません。個人情報を守るため、業者への連絡は絶対にはいけません。



### オンラインゲームのトラブル

オンラインゲームには、無料で遊べることを宣伝しているものが多くありますが、多くの場合、ゲーム内の通貨やアイテムを購入すると課金される仕組みになっており、ゲームを進めるうちに有料のアイテムが欲しくなるようになっていきます。アイテムはクレジットカード決済で簡単に購入できるため、未成年者が親に無断でクレジットカードを使用するトラブルが発生しています。

未成年者が親の承諾を得ずに行った契約は民法により取消しできるとされていますが、親がクレジットカードの管理責任を問われる場合もあり、未成年者取消しは容易ではありません。

子どもにクレジットカードでの買い物の仕組みを教え、親のクレジットカードを無断で使わないように指導するとともに、親と子どもとでオンラインゲームの利用についてルールを決めるように働きかけましょう。



不安を感じたら、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。





# 消費者教育研究校等の取組を紹介

愛知県では、平成22年3月に策定した消費者行政推進計画において、消費者教育の推進を重要な施策に位置づけています。消費者教育を推進する「消費者教育研究校」等の取組をご紹介します。

消費者教育研究校等の取組は、「消費生活情報 あいち暮らし WEB」の教員向けページにおいて、各校の詳細なレポートを公開しています。是非ご覧ください。

## 公民科における授業実践 (県立幸田高等学校 関谷雅樹教諭)

単元: 消費者としての私たちと経済

「あいち暮らしっく」を教材として活用するとともに、「あいち暮らしっく」に即したワークシートを担当教員が作成して利用した。(1時間)

### 取組

「あいち暮らしっく」に掲載された具体的事例を基に、契約が成立する事例はどれか、また契約が成立する時点はどの時点かを考え、ワークシートに記入させた。

消費者の権利と責任について、「あいち暮らしっく」に掲載された8つの権利と5つの責任について考えさせ、「安くても買い得な商品を買うことだけが「かしこい消費者」ではありません」という記述に注目させた。

若年層に多い消費者トラブルについて、「あいち暮らしっく」に掲載されている不当請求や通信販売の事例を取り上げ、契約成立の可否及びその理由、トラブルの回避方法、トラブル発生時の対応方法をワークシートに記入させた。

消費者トラブルの対応方法のひとつとして、クーリング・オフ制度について、その方法や、適用できない事例(通信販売や店頭販売で購入した場合)を学んだ。また、消費相談窓口についても確認した。

### 成果

契約における消費者の責任について理解した。

正しい消費行動をとることが社会を良い方向に変えていく力になることに気づいた。

実際に自分に起き得る事例として、前向きに原因や対応方法を考えた。

被害に遭ってしまったときの対処方法について理解した。



## 商業科における授業実践 (県立鶴城丘高等学校 山崎由紀子教諭)

単元: 商品流通

消費者教育のイメージマップ(平成25年1月消費者庁公表 <http://www.caa.go.jp/kportal/search/pdf/imagemap.pdf>)に基づき、消費者市民社会の構築に向けて高校生期に身につけたい力について、3つのテーマにそって授業を展開した。(7時間)

### 取組

#### ●「消費が持つ影響力」について学ぶ(2時間)

花王株式会社生活コミュニティセンターの金谷穂子室長を講師に迎え、製品に対する消費者の要望や不満を製品開発に生かしていることを学んだ。  
 <具体例>  
 ・ユニバーサルデザインとして、シャンプーボトルにリンスと区別するための刻みをつける  
 ・消費者に正しく安全に使用してもらうために取扱説明書の記載を何度も見直す  
 ・コンパクト化や詰替え用の発売により原料コストの削減や廃棄プラスチック量の削減を図る

### 成果

生産・流通・消費・廃棄が、環境・経済・社会に与える影響について理解した。



#### ●「持続可能な消費の実践」について学ぶ(3時間)

「生活設計・マネープランゲーム」を通じて、人生でお金がどのように関わっていくかを学んだ。

お金は生活する上で大切だが、それだけでは幸せになることはできないことを理解するとともに、自分の将来や老後についても積極的に考えるようになった。



#### ●「消費者の参画・協働」について学ぶ(2時間)

「あいち暮らしっく」等を活用して、契約行為について理解を深めるとともに、キャッチセールスやマルチ商法を題材にして悪質商法をテーマとした授業を行った。また、クーリング・オフについても学んだ。

### 単元: 総合実践

「自ら学び行動できるかしこい消費者になろう」をテーマに、身近な消費者問題の解決に取り組むことの重要性を理解した。

## 高校家庭科における授業実践 (県立瀬戸窯業高等学校 藤井宏子教諭)

単元: 生活における経済の計画と消費

生活における経済の計画、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させ、現代の消費生活の課題について認識させるとともに、消費者としての適切な意思決定に基づいて、責任をもって行動できるようにすることをねらいとした。(8時間)

### 取組

生まれてから高校入学までの15年間にかかった費用を計算させ、金額の大きさを認識させた。また、高卒社会人1年目の給与明細書をもとに、給与明細書の見方と、1か月の生活費について考えさせた。

クレジットカードを利用した支払について、一回払いやリボ払いなど複数の支払方法を設定して、それぞれの支払方法ごとに繰返済額を計算させた。また、若年層に多い、クレジットカードの使いすぎによる多重債務と自己破産の仕組みを説明した。

契約書を作成しなくても、契約の意思を口頭で示すだけで契約が成立することを学んだ。

「あいち暮らしっく」や「消費生活情報 あいち暮らし WEB」を活用し、若年層に多い消費者トラブルについて学んだ。また、新聞記事を活用し、いま社会で起きている消費者問題について感想を書かせた。

### 成果

生活するために、こういった費目にどれくらいの金額が必要かを理解した。

クレジットカードを利用する際、支払方法によっては金利負担が生じて繰返済額が増加すること、また利用にあたっては使いすぎないように気をつけなければならないことを理解した。

契約が身近なものであり、売り手と買い手双方の合意があれば成立することを認識した。

身近なところにも消費者問題は存在し、自分も被害に遭う可能性があることを認識させた。



## 中学校技術・家庭科 家庭分野における授業実践 (津島市立天王中学校 小川理絵教諭)

消費生活情報誌「あいち暮らしっく」NO.105「エステのトラブルあるある編」、NO.106「ワンクリック請求の手口を知ろう」を活用し、「わたしたちの消費生活」の実践をした。(6時間)

### 取組

巻き込まれない! だまされない! 消費者トラブルから自分を守ろう

#### ①「買う」ってどういうこと?(3時間)

・消費購入のプロセス・生活情報の活用(マスメディア、表示、マーク)  
 ・商品の価格  
 ・販売方法と支払い方法(クレジットカードの仕組みを含む)  
 ・契約とは

#### ②よりよい消費者になろう(3時間)

・消費者トラブルの解決方法(クーリング・オフ制度、中途解約)  
 ・消費者の権利と責任を考える  
 ・消費者の支援機関や法律

### 生徒の学び

#### 「消費者トラブルにあわないために大切なこと」

- その場の感情だけで行動を起こすのではなく、冷静になって本当に必要かどうかを考えて行動する。
- いろいろな解約の仕方を知っておくことや、慌てずに対処することが大切だと思った。
- クーリング・オフ制度は知っていたけれど、中途解約ができると思わなかった。
- 自分で断りに行ったり、電話をしつづければよいと思ったけれど、書類を作って証拠を残すようにしないといけないことを知った。
- おいしい話は、疑ってみたり、一度、家に帰って考えたりすることが大切だと思った。

